



環廃産発第1312132号
平成25年12月13日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部

産業廃棄物課長



消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
及び消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について（お願い）

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に、平成27年10月1日に10%にそれぞれ引き上げられることが規定されています。

同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、消費税率を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に



関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講じております。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置においては、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。

また、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置においては、あたかも消費者が消費税を負担していない又はその負担が軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったときや、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

貴団体におかれては、事業者へ周知を行っていただくとともに、事業者から消費税の価格転嫁等に関する相談があった際には、政府共通の相談窓口である消費税価格転嫁等総合相談センター（下記パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」に記載）を紹介いただくよう、御協力お願いいたします。

なお、以上の参考として、下記の資料をお知らせいたしますので、御活用ください。

記

- 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（パンフレット）
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/pamphlet.files/pamphlet.pdf>
- 2 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドライン等について
<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/houritugl.pdf>

<問合せ先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

電話：03-3581-3351（内線 6878）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp